

届け出を忘れずに

ひとり親家庭などで児童を養育している人への制度

▼申し込み・問い合わせ先

子育て支援課 子ども家庭班（合志庁舎）
☎（248）1162

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にしていて児童を養育する家庭に支給します。

●**支給額** 受給資格者と扶養義務者（同居している親など）の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

支給対象児童1人の場合	
全部支給	月額 42,500 円
一部支給	月額 42,490 円 ～ 10,030 円
支給対象児童2人目	
月額	5,020 円～ 10,040 円加算
支給対象児童3人目以降	
1人につき月額	3,010 円～ 6,020 円加算

※所得制限があるため、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

事実婚の場合は、児童扶養手当の受給対象外となりますので、手当を受けている人で事実婚の状態にあると思われる人は、速やかに資格喪失の届け出をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成します。

●対象

- 次の方全てを満たす人
- 国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
- 市内に住所を有するひとり親家庭の父か母とそれに扶養されている児童、または父母のない児童

※所得制限があります。

●助成期間

- 児童 18歳に達する日以降最初の3月31日まで
- 父・母など 児童が20歳に達する月末まで（ただし、児童を扶養している場合）

●**助成額** 助成対象者が支払った一部負担金の3分の2に相当する額

現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資

誰かのために何か始めたいと思っている人へ

元気応援サポーター（有償ボランティア）養成講座を開催

▼問い合わせ先

高齢者支援課 包括支援センター班（ヴィーブル）
☎（248）1126

高齢者の自宅へ訪問し、掃除や買い物など日常生活の支援を行なう、元気応援サポーターの養成講座を開催します。

サポーターとして活動するには、講座を受講後、市シルバー人材センターもしくは市社会福祉協議会への登録が必要です。

※身体介護 排泄、入浴などは含みません。雇用労働で、報酬が得られます。

養成講座

●とき・内容 左表のとおり

とき	内容
9月12日(木)	開講式、元気応援サポーターの役割
9月28日(金)	市の介護予防、高齢化の現状
10月26日(金)	管理栄養士による高齢者の低栄養に関する講話
11月14日(木)	対人マナー、緊急対応
11月30日(金)	認知症、ロコモティブシンドローム
12月21日(金)	歯科衛生士による口腔講話、認定式

※いずれも午後1時30分～2時30分

●**申し込み先** ユーパレス弁天トレーニング室 佐々木
☎（348）2626

受講後の登録先

- 市社会福祉協議会 報酬 750円＋交通費（1回あたり）
 - 市シルバー人材センター 報酬 1,000円（1回あたり）
- ※市シルバー人材センターに登録できるのは65歳以上の人のみで、登録には年会費（3,000円）がかかります。

※活動時間はいずれも1回45分です。
活動するサポーターの声



元気応援サポーター 堀内 一恵さん(左)

活動を始めて1年半が経過し、ようやく慣れてきました。どこのお宅に訪問しても喜ばれ、楽しく活動しています。人に親切にして、人とながめるのが寝たきりにならないコツ。この仕事は、そのままではまるのでラッキーですね。ぜひ、皆さんと一緒に活動しましょう。

重度の障がいがある人へ

重度の障がいがある人への各種手当

在宅で著しく重度の障がいがある人に各種手当を支給しています。各種手当には所得制限などがあります。対象や手当の内容など、詳しくはお尋ねください。

現況届は忘れずに

次の手当を受給している人は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。必要書類などは受給者に直接通知します。提出がなければ8月以降の手当を受給できなくなりますので、忘れずに届け出を行ってください。

期間中、どうしても都合のつかない人はご連絡ください。

●対象手当

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 経過的福祉手当

●**提出期間** 8月10日(金)～31日(金)

●申し込み・問い合わせ先

福祉課 障がい福祉班（合志庁舎）
☎248-1144

65歳以上限定

元気アップ教室受講者募集

頭と体の元気づくりをしたい人、今よりもっと元氣になりたい人を対象とした、介護予防のための運動教室です。

●とき 9月27日(木)～12月13日(木)

毎週木曜日(全12回) 午前10時～正午

※毎月第2木曜日のみ施設休館日のため、金曜日に実施

●ところ ユーパレス弁天 トレーニング室

●内 容 貯筋トレーニングやコグニサイズ(認知症予防と運動を組み合わせたもの)

●対 象

- 65歳以上で、運動制限のない人
- 今まで受講したことがない人

※送迎はありません。

●定 員 先着25人

●参加費 1回 200円

●**持ってくる物** 運動靴、筆記用具、タオル、飲み物

●申し込み・問い合わせ先

高齢者支援課 包括支援センター班（ヴィーブル）

☎248-1126



格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には8月上旬に関係書類を送付しています。

現況届の提出がないと、8月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなります。ご注意ください。

●提出期限 8月31日(金)

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修業が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。

●対象

- 次の方全てを満たす人
- 児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
- 養成機関で1年以上の教育課程を受け、対象資格の取得が見込まれる人
- 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人

●対象資格

看護師、保育士など33資格

●支給額

訓練促進給付金

①市民税非課税世帯
月額 100,000円

②①以外の人月額 70,500円

※修業期間中(上限3年)は、申請日の属する月から月単位で支給。

修了支援給付金

①市民税非課税世帯 50,000円

②①以外の人 25,000円

※修了日を経過した日以後に支給。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業につながるような講座を受講した場合、受講修了後に受講経費の一部を支給する給付金です。

●対象

- 次の方全てを満たす人
- 児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
- 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人

●指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

●支給額

支払った入学金、受講料の合計額の60%に相当する額を支給。ただし上限20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給しません。

※ハローワークから教育訓練の給付を受けている場合は、その金額を差し引いた金額を支給。

※受講開始前に申請し、講座の指定を受けなければ支給を受けることはできません。